

# 山梨県景観審議会

## 富士北麓地域における 景観保全型広告規制地区の指定について

平成29年9月20日

1

## 屋外広告物とは？

- 屋外広告物法
  - 山梨県屋外広告物条例
    - 山梨県屋外広告物条例施行規則
    - 各種告示

規定

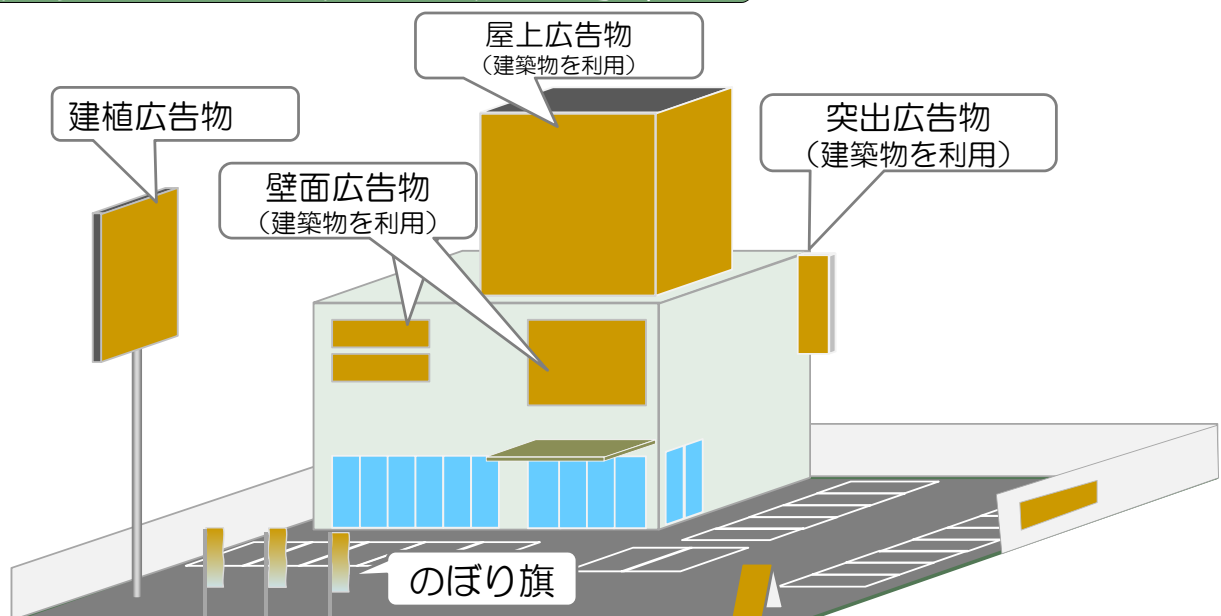
## 屋外広告物法及び条例の目的

- ① 「良好な景観の形成・風致の維持」
- ② 「公衆に対する危害の防止」

を目的とした規制

3

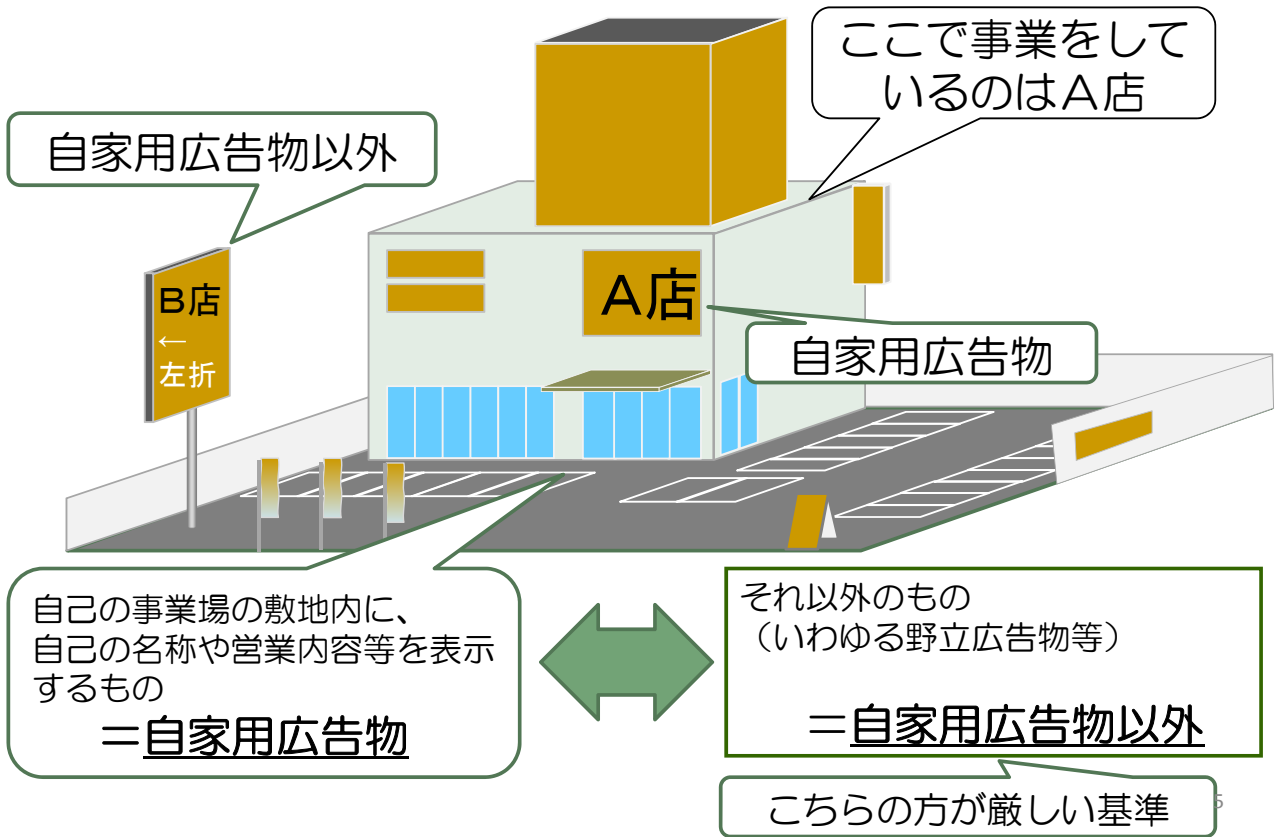
## 代表的な屋外広告物の事例



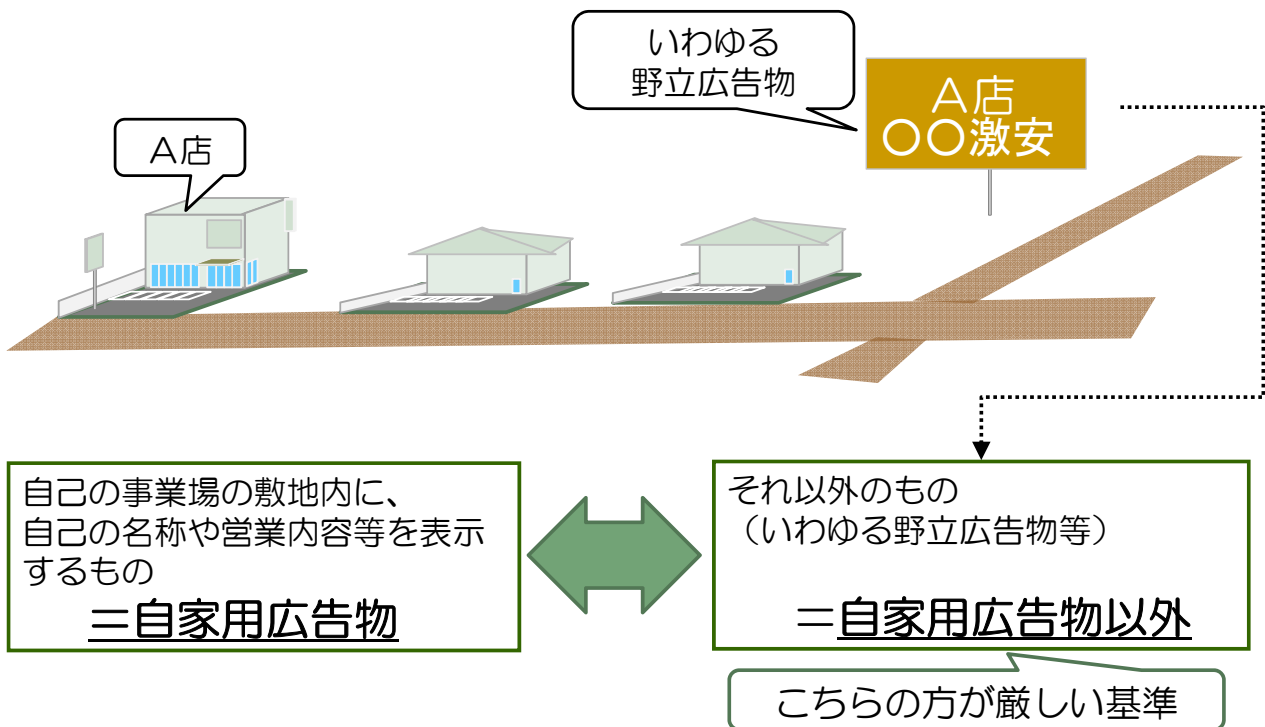
- ① 常時又は一定の期間継続して表示
  - ② 屋外で表示
  - ③ 公衆に表示
  - ④ 看板や建物などに掲出、又は表示されたものなど
- ※屋外広告物＝上記を全て満足するもの

4

# 自家用広告物とは？



# 自家用広告物以外の広告物とは？



## 屋外広告物を設置するには

条例の基準に適合したものである必要有

面積総量などに応じて

許可必要

許可不要※  
(=適用除外)

- ・自家用広告物  
：面積総量が10m<sup>2</sup>より多いなど
- ・自家用広告物以外  
：全て許可必要

自家用広告物で、  
面積総量が10m<sup>2</sup>以下のものなど

※許可不要ではあるが、適用除外を証明できる書類の提出を求めている。(面積の分かる図面等)

7

## 許可不要(適用除外)の事例

【パターン1】 7m<sup>2</sup>

【パターン2】 5m<sup>2</sup>

A店

【パターン1】 5m<sup>2</sup>

【パターン2】 4m<sup>2</sup>

A店

ここで事業をして  
いるのはA店

この場合、  
自己の事業場の敷地内に、  
自己の名称や営業内容等を表示

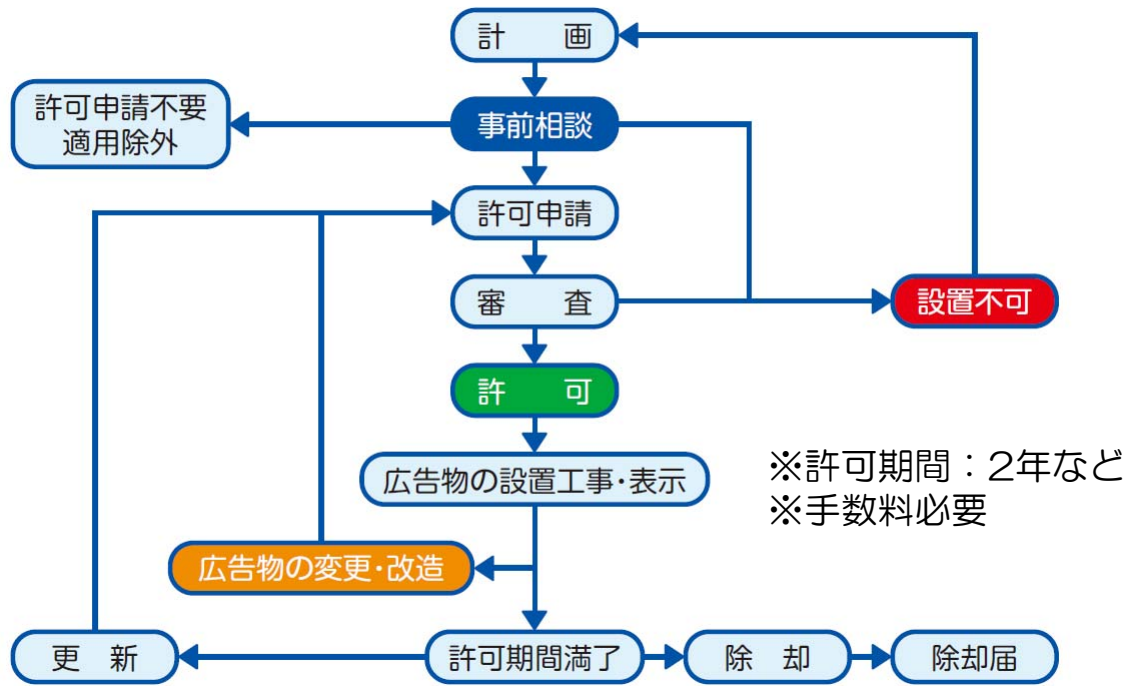
2枚の屋外広告物とも、  
自家用広告物

【パターン1】 面積総量  $7+5=12\text{m}^2$   
 $>10\text{m}^2 \Rightarrow$  許可必要

【パターン2】 面積総量  $5+4=9\text{m}^2$   
 $\leq 10\text{m}^2 \Rightarrow$  許可不要(適用除外)

※自家用広告物の適用除外基準は、地域により5m<sup>2</sup>の場合あり  
※ // 、高さなどの基準もあり

# 許可申請の流れ



○申請等の時期

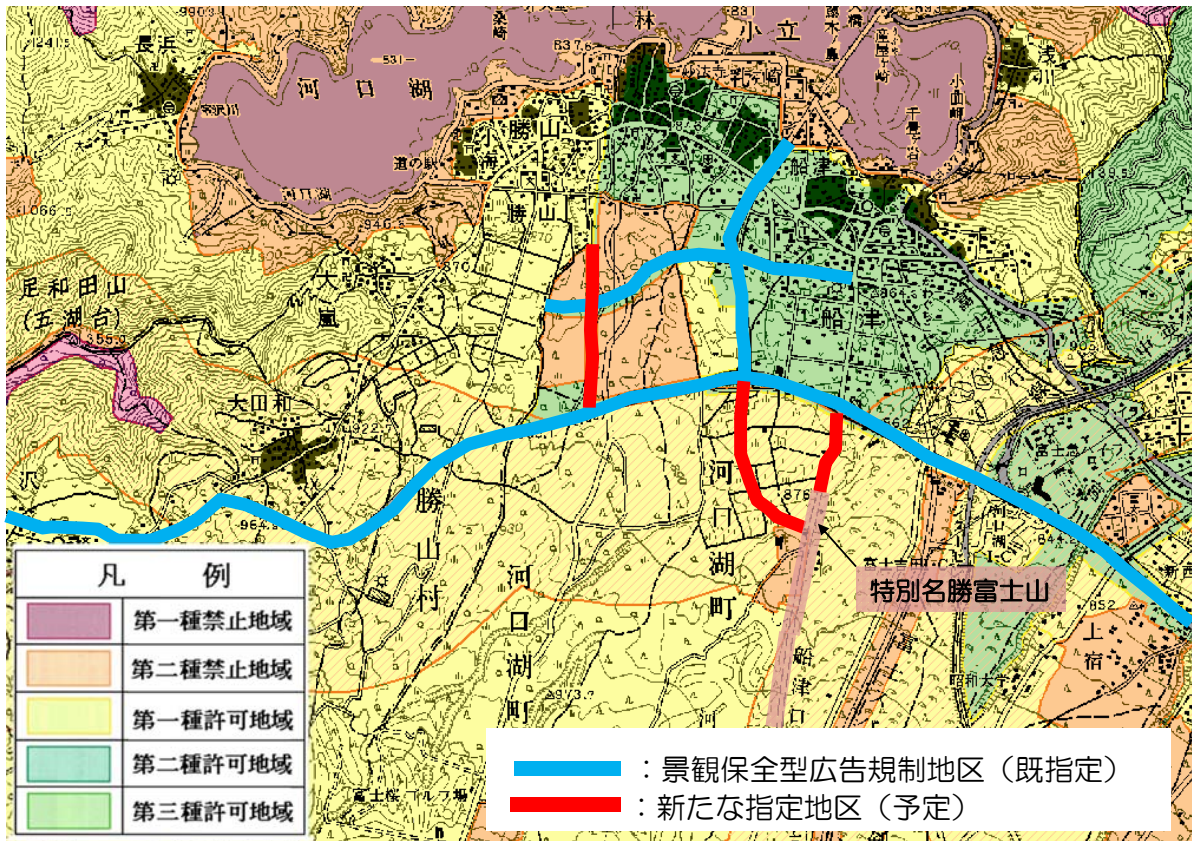
新たに広告物を表示する場合（新規申請）：表示しようとする日の10日前まで  
 既に許可を受けている広告物を変更する場合（変更）：変更しようとする日の10日前まで  
 許可期間後も引き続き広告物を表示する場合（更新）：許可期限の10日前まで  
 広告物を除却する場合（除却）：除却後5日以内

# 規制区分について（現状）

規制区分		
厳しい  緩い	<b>禁止地域</b>	第一種禁止地域
		第二種禁止地域
	<b>許可地域</b>	第一種許可地域
		第二種許可地域
		第三種許可地域

# 規制区分図

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。



11

## 1 指定の経過及び背景

12

## 指定の経過及び背景

◆平成25年度

- 世界文化遺産に登録された豊かな  
景観を守り育む必要性
- イコモスの指摘

景観保全型広告規制地区の指定  
＝特定の区域の規制基準強化  
(条例の規定により許可地域限定で可)

主要道路沿道6地区を指定し、規制基準強化  
(施行：平成27年4月1日～、平成28年10月1日～)

13

## 指定の経過及び背景

◇平成29年6月

富士河口湖町から新たに3地区について、  
規制強化の要望

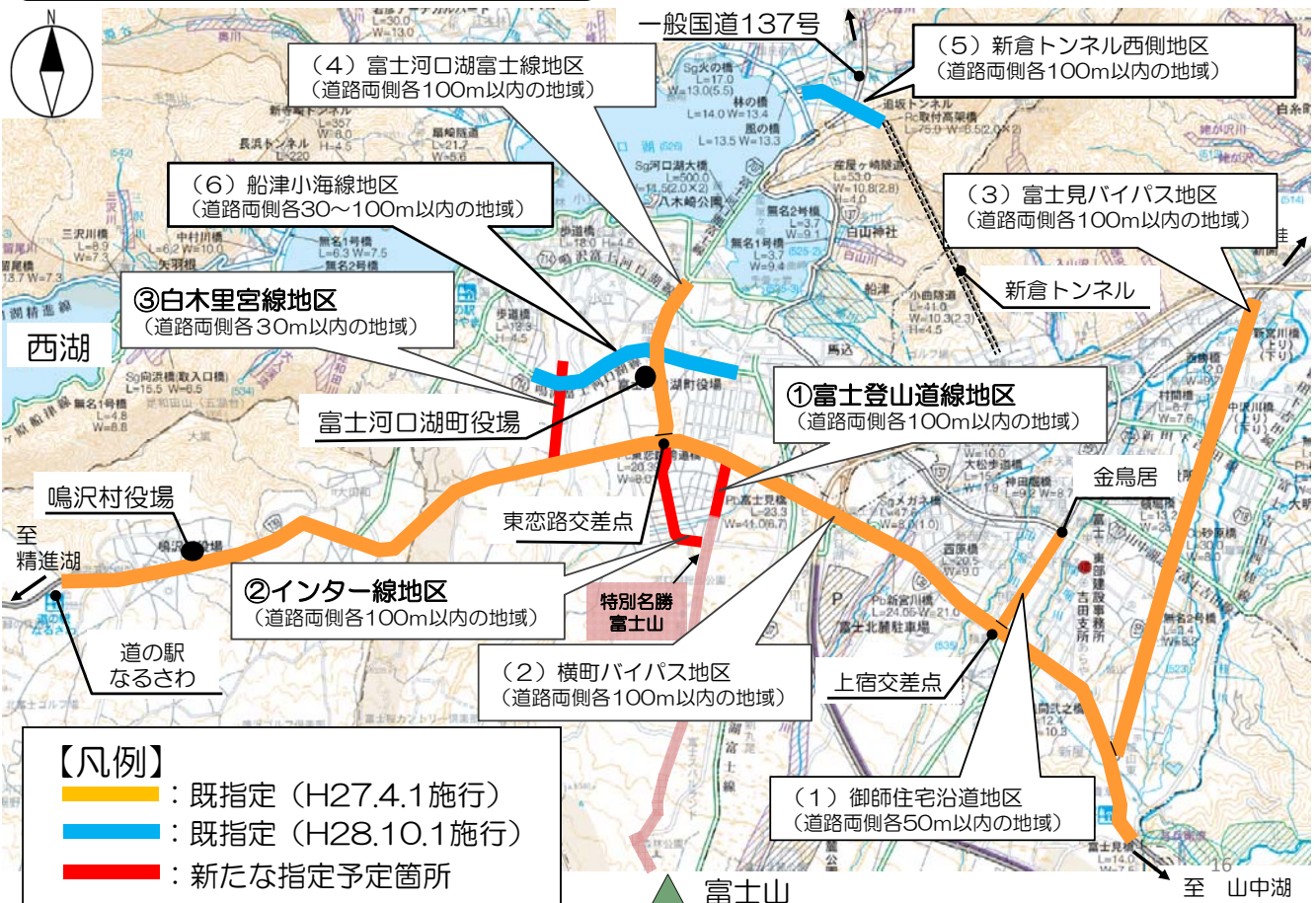
要望を受け、指定範囲や強化する基準を町と協議

指定を目指し、案を決定

# 2 指定する地区

## 指定する地区

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。





## 指定する地区（現況）

①富士登山道線地区（現況）



②インター線地区（現況）



③白木里宮線地区（現況）



（現況）

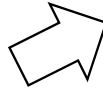
- 既存物件がほとんどない
- しかし、店舗等の出店が予想される
- 電線共同溝事業実施中
- 富士山などの眺望保全の必要あり

17

## 3 目指すイメージ

18

## 目指すイメージ



(現況)

- 既存物件がほとんどない
- 店舗が出店する前に、規制をかけることによる効果発現は大

「こうならないように」

19

## 主な方針

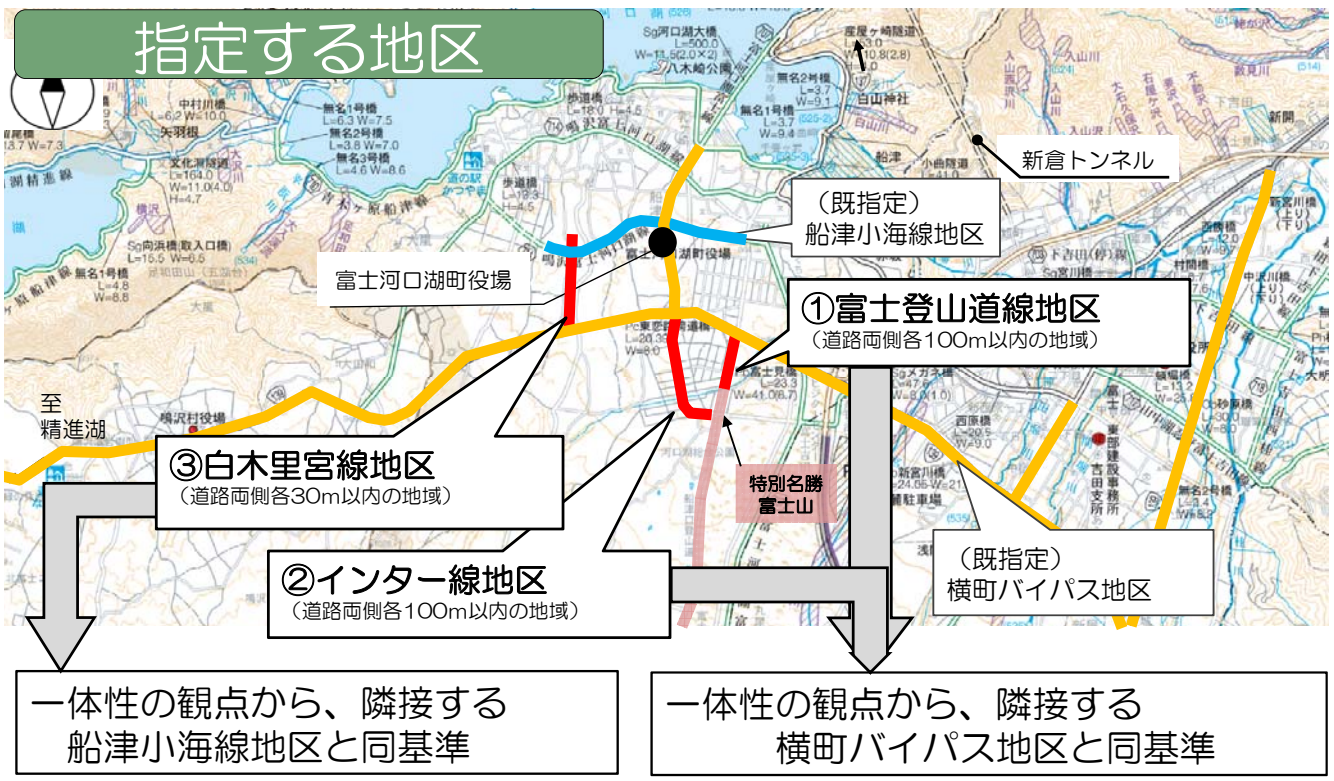
※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

- 色彩を全体的に抑える。
- 屋上広告物は設置できない。
- 建植広告物などの高さを抑える。
- 自家用広告物以外の広告物は必要最低限とし、道標及び案内図以外は抑える。
- 適用除外となる広告物についても、基準を強化する。
- 地区ごとに統一的な基準にする。

※既指定の方針とも合致⇒既指定の基準を採用

20

# 4 許可基準の強化内容



※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

- 【図凡例】
- : 既指定 (H27.4.1施行)
  - : 既指定 (H28.10.1施行)
  - : 新たな指定予定



## 共通の基準

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

屋外広告物共通に規制される

### 照明の点滅

【例】



- ①富士登山道線地区
- ②インター線地区

一部可 ⇒ 不可

### LED広告等(表示の内容が 変化するものでないこと)

【例】



#### ◆全地区

⇒不可

なお、③白木里宮線地区

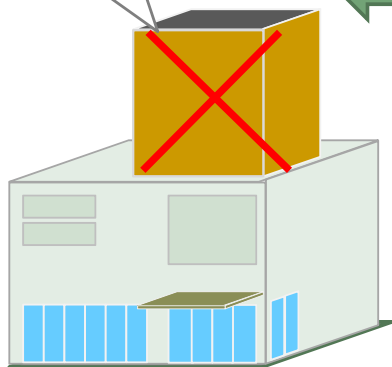
⇒一定の条件で1m<sup>2</sup>(片面0.5m<sup>2</sup>)まで  
許可を受ければ可

25

## 建築物を利用する広告物(自家用広告物)

### 屋上広告物

屋上広告物



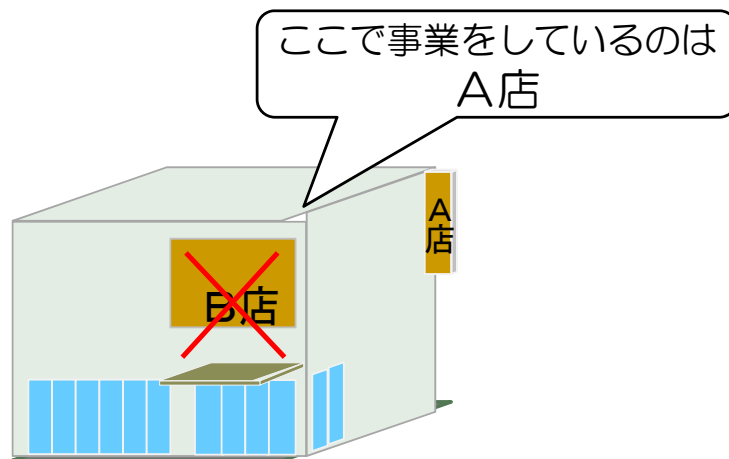
#### ◆全ての地区

10mまで可など⇒ 不可

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

26

## 建築物を利用する広告物（自家用広告物以外）



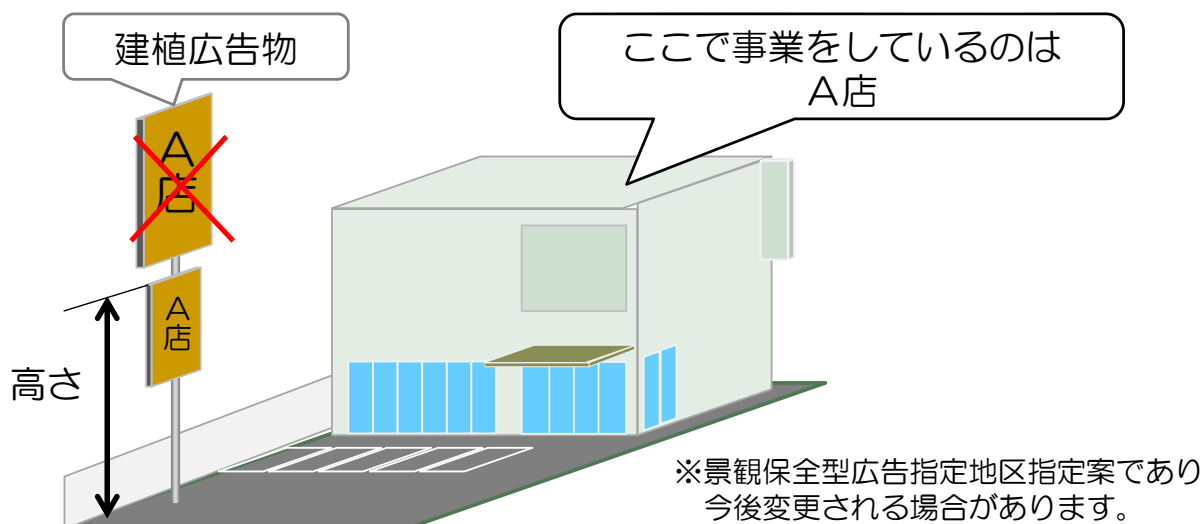
### 自家用広告物以外

◆全ての地区  
一部可 ⇒ 不可

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

27

## 建植する広告物（自家用広告物）



### ◆全ての地区

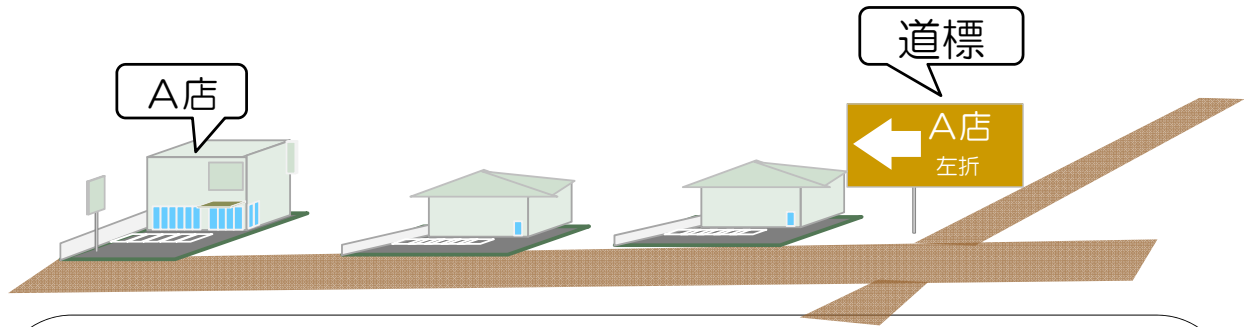
・高さ 15m以下など ⇒ 5m以下

・面積 50m<sup>2</sup>以下など ⇒ 1基1方向4m<sup>2</sup>以下  
⇒ 敷地内合計20m<sup>2</sup>以下

## 建植する広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

### 自家用広告物以外（道標及び案内図）の場合



#### ①富士登山道線地区及び②インター線地区

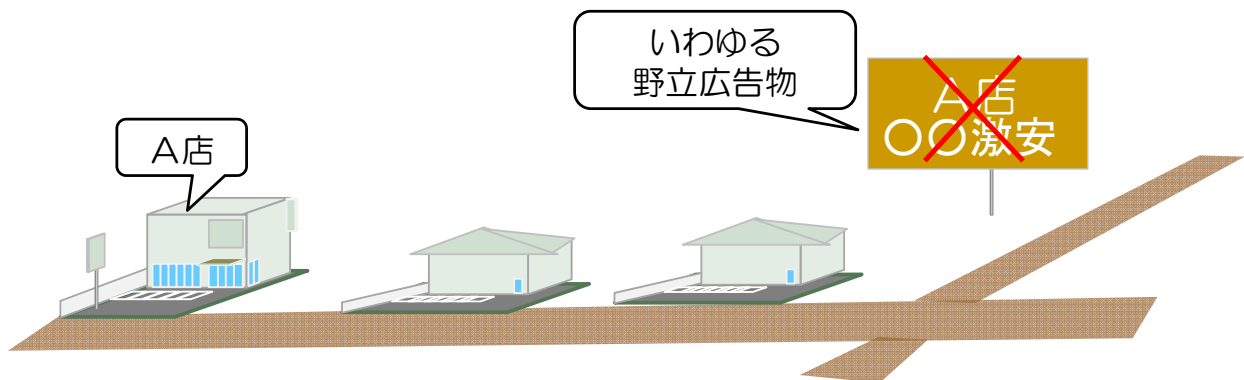
- 高さ：5m以下など ⇒ 3m以下
- 面積：2m<sup>2</sup>以下など ⇒ 1m<sup>2</sup>以下
- 複数の箇所に設置する場合：  
合計面積10m<sup>2</sup>以下など ⇒ 5m<sup>2</sup>以下
- 1箇所に共同で設置する場合（集合看板）：  
合計面積16m<sup>2</sup>以下など ⇒ 10m<sup>2</sup>以下
- 色彩：無彩色を一部制限

29

## 建植する広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

### 自家用広告物以外（道標及び案内図を除く）の場合



#### ◆全ての地区

一部可 ⇒ 不可

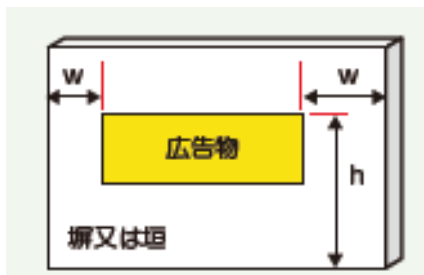
30

## 工作物を利用する広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## 塀又は垣を利用する広告物

【例】



### 自家用広告物以外 (道標及び案内図)

- ①富士登山道線地区
- ②インター線地区

・面積  $2\text{m}^2$ 以下/個など  $\Rightarrow 1\text{m}^2$ /個以下

### 自家用広告物以外 (道標及び案内図を除く)

◆全ての地区

・面積  $2\text{m}^2$ 以下/個など  $\Rightarrow$  不可

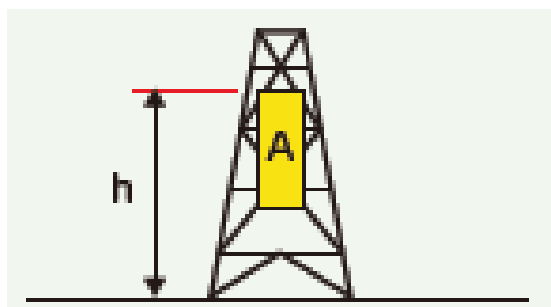
31

## 工作物を利用する広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## その他の工作物を利用する広告物

【例】



◆全ての地区

・高さ： $30\text{m}$ 以下など  $\Rightarrow 5\text{m}$ 以下

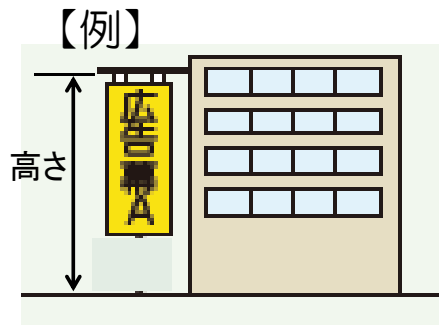
・面積： $30\text{m}^2$ 以下/工作物など  $\Rightarrow 4\text{m}^2$ 以下/工作物

32



## 簡易な広告物

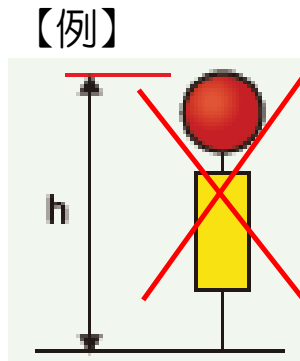
※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。



### 広告幕

◆全ての地区

- 高さ：上限無し ⇒ 5m以下
- 面積：30m<sup>2</sup>以下/枚 ⇒ 4m<sup>2</sup>以下/枚



### アドバルーン

◆全ての地区

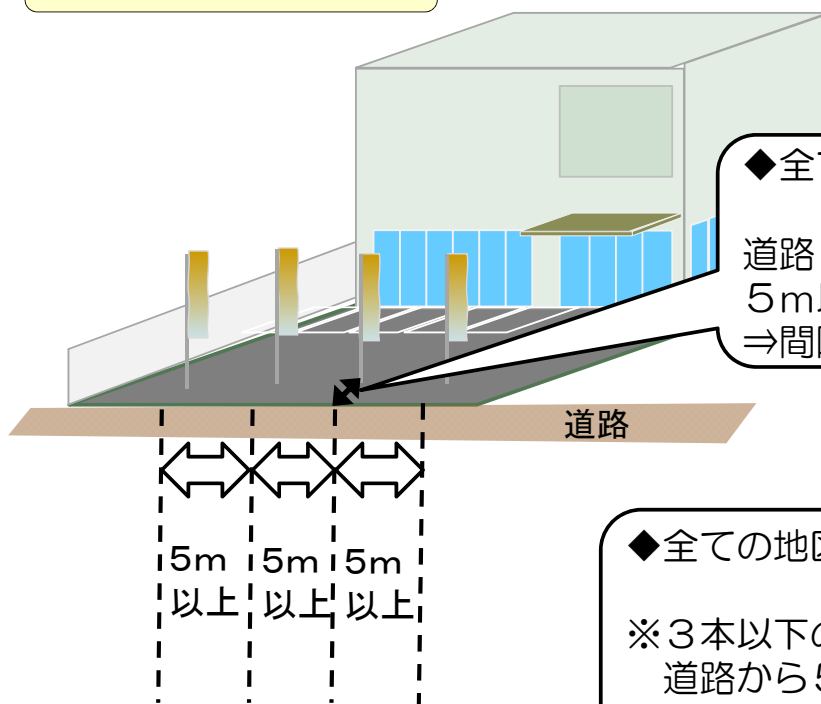
- 高さ、面積：50m以下、30m<sup>2</sup>以下  
⇒ 不可

33

## 簡易な広告物

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

### のぼり旗



◆全ての地区

道路（歩道含む）から  
5m以内の場合  
⇒間隔を5m以上離す。

◆全ての地区

※3本以下の場合、  
道路から5m以内でも、  
また、間隔も5m以内でも可

34

## 5 適用除外基準について

35

### 適用除外基準の強化について

○適用除外とは？

一定の要件を満たすものについては、  
許可申請が不要となる

(例えば、自家用広告物で  
面積総量10m<sup>2</sup>以下の場合など)

適用除外となるものの一部について、  
指定にあわせ変更することが可能



逆に、変更をしないと、許可物件よりも大きな広告物が  
できてしまい、目指すものが達成できない。

36

## 適用除外基準の強化について

### 自家用広告物など（共通基準）

#### 色彩

##### ◇許可基準の色彩基準と同様

- 色彩の数は3色まで（地色含む）
- 最大面積色の明度が2以上8以下
- 最大面積色の彩度が6以下  
（色相がR、YR、Yの場合は、8以下）

※無彩色も最大面積色で可

※自家用広告物は、面積総量10m<sup>2</sup>以下であれば適用除外となるが、個別の基準がある。

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

37

## 適用除外基準の強化について

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

### 自家用広告物（共通基準）

#### 照明の点滅

【例】



- ①富士登山道線地区
  - ②インター線地区
- ⇒点滅不可

#### LED広告等（表示の内容が 変化するものでないこと）

【例】



##### ◆全地区 ⇒不可

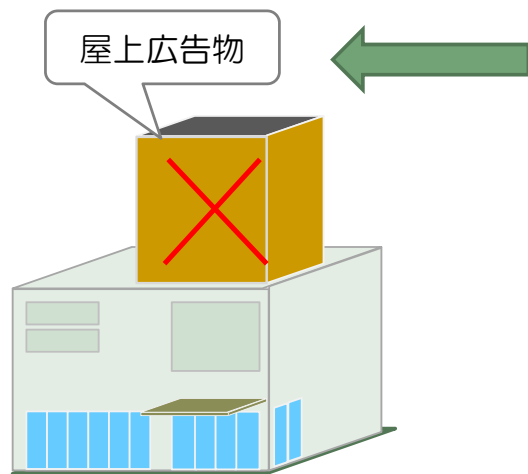
なお、③白木里宮線地区  
⇒一定の条件で1m<sup>2</sup>(片面0.5m<sup>2</sup>)まで  
許可を受ければ可

38

## 適用除外基準の強化について

### 自家用広告物（建築物を利用する広告物等）

#### 屋上広告物



◆全ての地区

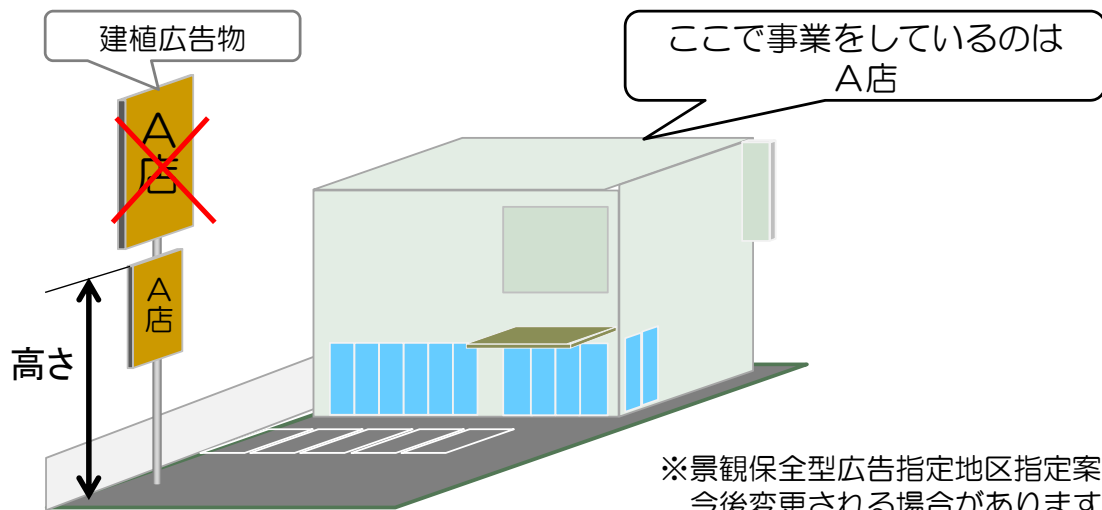
10mまで可など⇒ 不可

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

39

## 適用除外基準の強化について

### 自家用広告物（建植する広告物等）



※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

◆全ての地区

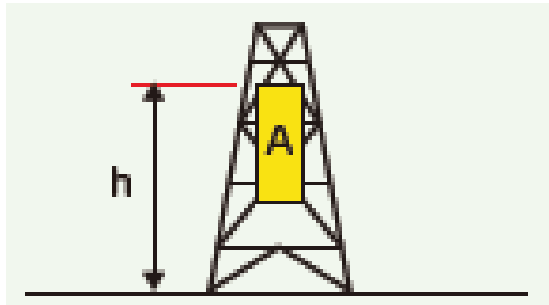
- ・高さ：15m以下など ⇒ 5m以下
- ・面積：1基1方向4m<sup>2</sup>以下

40

## 適用除外基準の強化について

### 自家用広告物（その他の工作物を利用する広告物）

【例】



※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

#### ◆全ての地区

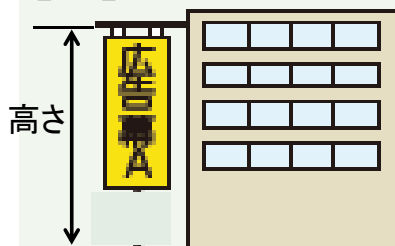
- 高さ：30m以下など ⇒ 5m以下
- 面積：4m<sup>2</sup>以下/工作物

41

## 適用除外基準の強化について

### 自家用広告物（簡易な広告物等）

【例】

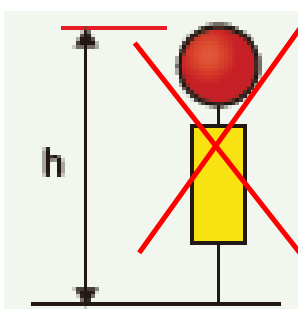


#### 広告幕

#### ◆全ての地区

- 高さ：上限無し ⇒ 5m以下
- 面積：4m<sup>2</sup>以下/枚

【例】



#### アドバルーン

#### ◆全ての地区

⇒ 不可

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

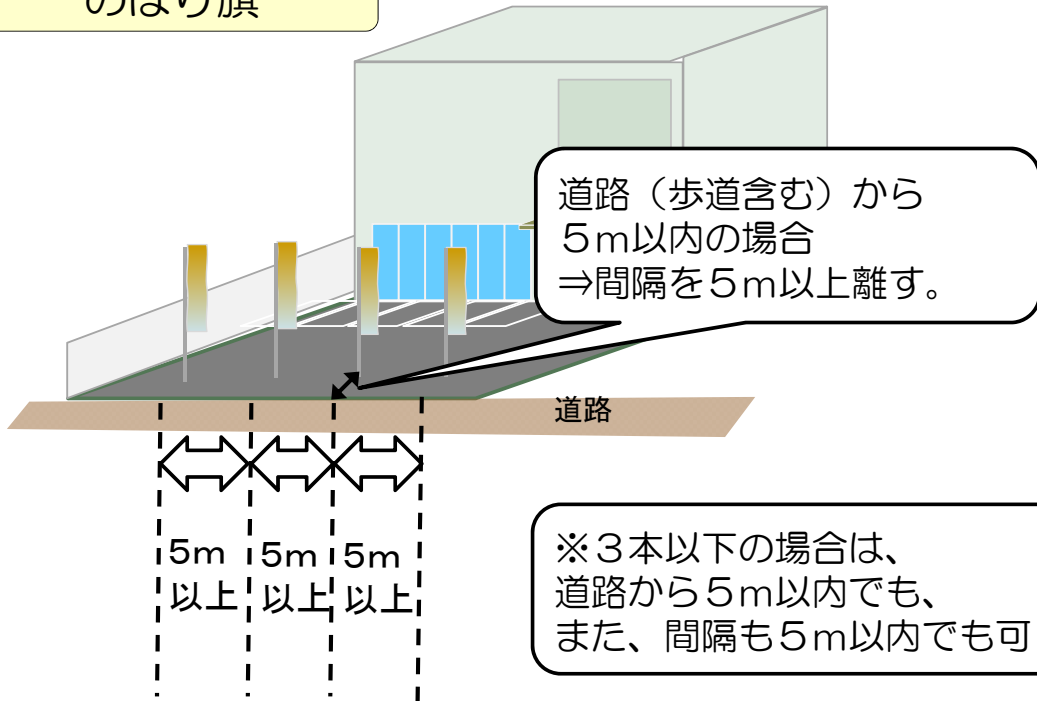
42

## 適用除外基準の強化について

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

### 自家用広告物（簡易な広告物等）

#### のぼり旗



43

## 6 経過措置について

## 新規に設置の場合

【例】

(1) 新規で屋外広告物を設置する場合



新しい基準に合致させる必要有

45

## 経過措置について

【例】

(2) 許可を取得しているなど現在適法な場合



表示している内容（色等含む）を  
変えない限り、継続申請により設置可能  
・・・ただし、適切な維持管理必要

現在の条例の規準には合致しているが、  
許可が必要な規模で、  
許可を取得していないものは、**適法ではない。**

46

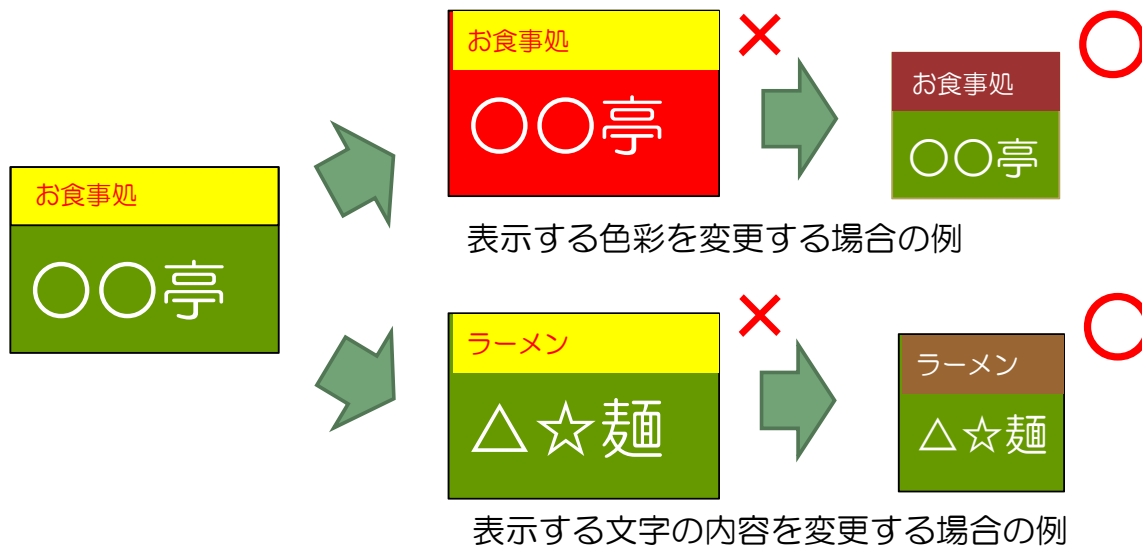
## 経過措置について

【例】

(3) 適法な屋外広告物で、表示している内容を変える場合



新しい基準に合致させたものにする必要有  
(規模に応じ、許可の取得必要)



47

## 経過措置について

【例】

(4) 適用除外の広告物の場合



適法な広告物と同じ経過措置

48



## その他

- 別添資料2-1・2-2  
→各地区ごとに基準を整理
- 別添資料2-1・2-2以外の基準  
→現状の基準と同様

49

## 7 規制地区内の事例について

50

## ◆富士吉田市（本町通り地区）

景観づくり推進室

修景前



修景後





【主な修景内容】

- 突き出し看板及び建植看板の除却
- 景観保全型広告規制地区の基準に合致した壁面看板の設置

## ◆鳴沢村（国道139号沿い）

景観づくり推進室

修景前



修景後





【主な修景内容】

- 景観保全型広告規制地区の基準に合致した壁面看板・建植看板の設置



【新設店舗】

- 景観保全型広告規制地区の基準に合致した壁面看板、建植看板の設置

今後のスケジュール等

## ◆経緯

- 予定地区沿線住民説明会 8月22日
- 地区範囲と基準の公告・縦覧 8月28日～9月11日
  - ※県のホームページや当室等で閲覧可能
  - ※関係市町村の住民の方及び利害関係のある方は、範囲や強化基準案について意見書を県に提出可能（期間内厳守）
- 山梨県景観審議会 9月20日
  - ※意見や基準案等を諮り、最終的に基準等を決定

## ◆今後のスケジュール（予定）

- 決定した基準等の告示 10月上旬
- 周知期間（6箇月程度） 10月～3月
  - ※県のホームページ等で周知
- 施行 H30年4月

55



山梨県景観づくり推進室  
TEL：055-223-1325

56